

# 鳥取縣公報

## 告 示

### ◇鳥取縣告示第二十四号

農業災害補償法第百十四條の規定に基き家畜に対する死亡廢用共済金額を次のように改訂し公布の日から施行し昭和二十四年十二月一日から適用する。但し共済掛金率及び賦課率は昭和二十四年四月鳥取縣告示第百六十四号による。

昭和二十五年一月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 一、共済金額

- 山 羊 三、〇〇〇円以上とあるを  
一、〇〇〇円に改める。
- 種 豚 五、〇〇〇円以上とあるを  
一、〇〇〇円に改める。
- 細 羊 八、〇〇〇円以上とあるを  
二、〇〇〇円に改める。

昭和二十五年一月二十四日  
第二千七百十九号

火 曜 日

本報、キヤハ國定規格A五判

### ◇鳥取縣告示第二十五号

農業災害補償法の規定に基く家畜加入義務決議をする場合の共済金額を次のように改訂し公布の日から施行し昭和二十四年六月八日から適用する。但し共済掛金率及び賦課率並びにその他の牛その他の馬の共済金額は昭和二十四年十一月鳥取縣告示第百二十号によると共に家畜加入義務の決議をしない場合は同年四月同告示第百六十四号による。

昭和二十五年二月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 一、死亡廢用共済金額

- 牛 乳 牛 一五、〇〇〇円とあるを  
六、二五〇円に改める。
- 同 乳用種牛 三〇、〇〇〇円とあるを  
八、五〇〇円に改める。
- 同 役肉種牛 三〇、〇〇〇円とあるを  
二〇、〇〇〇円に改める。

馬 種雄馬 五〇、〇〇〇円とあるを  
 一五、〇〇〇円に改める。  
 同 鞍 馬 三〇、〇〇〇円とあるを  
 五、〇〇〇円に改める。

◆鳥取縣告示第二十六号

農業災害補償法第六條及び第七條の規定に基き表に  
 対する反当共済金額を次のように改訂し昭和二十五年産  
 麦からこれを適用する。但し昭和二十三年二月鳥取縣告  
 示第六十八号町村区分による共済金額にこれを適用する  
 と共に共済掛金率及び賦課金率は昭和二十四年二月同告  
 示第四十五号を適用する。

昭和二十五年一月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、反当共済金額
- 二、〇〇〇円を二、四〇〇円に改める。
- 一、五〇〇円を二、〇〇〇円に改める。
- 一、〇〇〇円を一、二〇〇円に改める。

◆鳥取縣告示第二十七号

昭和二十四年七月厚生省令第二十三号食品衛生法施行規  
 則第十八條の規定による「食品衛生監視員の証」を次の  
 者に交付した。

昭和二十五年一月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職 名	氏 名	番 号	交付年月日
鳥取縣技術員技師	茅原好秀	四五	昭和二十四年 一月二十日
同	新 活	二七	同八月十四日

◆鳥取縣告示第二十九号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年一月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 岡山縣眞庭郡湯原町大字湯本一三九番地  
 現住所 鳥取市西町九〇番地ノ一 小田耳鼻咽喉科医院内  
 昭和二十五年一月二十日第一、四四五号  
 進 弘 枝

大正十五年七月一日生

本籍地 大阪市天王寺区堂ヶ芝町三二番地  
 現住所 鳥取市西町九〇番地ノ一 小田耳鼻咽喉科医院内  
 昭和二十五年一月二十日第一、四四六号  
 下 村 幸 子

大正十三年十月二十五日生

本籍地 米子市車尾六九二番地ノ二  
 現住所 同 西町三六番一地  
 米子医専附属医院看護婦宿舎内  
 昭和二十五年一月二十日第一、四四七号  
 山 本 博 子

大正十三年一月十三日生

本籍地 西伯郡淀江町大字澁江六〇五番地  
 現住所 同本籍地  
 昭和二十五年一月二十日第一、四四八号  
 後 藤 智 子

昭和三年八月二十二日生

本籍地 東伯郡上井町大字海田一五六番地  
 現住所 同本籍地  
 昭和二十五年一月二十日第一、四四九号

伊 藤 藤 子  
 大正九年八月三十一日生  
 本籍地 八頭郡丹比村大字富枝一四二番地  
 現住所 同 智頭町大字土師五四番地  
 昭和二十五年一月二十日第一、四五〇号  
 矢 部 律 枝

明治四十二年二月十九日生

◆鳥取縣告示第二十九号  
 建設業法（昭和二十四年八月法律第百号）第八條の規定  
 により次の者を建設業登録簿に登録した。

昭和二十五年一月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	登 録 年 月 日	商号及 は名称	主たる営業所 の所在地	申請者 氏 名
(S) 第一三四号	昭和二十 五年一月 二十三日	田中組	岩美郡小田村 大字高住 一八一番地	田中繁市
同 第一三五号	同	三協建 設有限 会社	日野郡根雨町 大字根雨 二二九番地	代表取締役 宮本嘉吉

◇鳥取縣告示第三十号

昭和二十四年十二月二十八日附大井手普通水利組合管理者を次のように変更した。

昭和二十五年一月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣事務吏員 上 根 政 幸

大井手普通水利組合管理者を命ずる。

鳥取縣事務吏員 加 納 勝 己

大井手普通水利組合管理者を解く。

正 誤

記

昭和二十四年十二月四日附鳥取縣規則第一百三号中鳥取縣特選牝馬規則とあるは、鳥取縣特選牝馬検査規則の誤りに附訂正す。

昭和二十五年一月二十四日印刷  
昭和二十五年一月二十四日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可)

発行所

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町

印刷所

印刷所

鳥取縣